

別紙 1

(賃貸借 (リース) - 車両)

仕様書

健康推進課・保健センター庁用自動車賃貸借業務 (令和 7 年度導入) の仕様については、次のとおりとする。

1 納入する場所及び台数

別紙 2 車両仕様書①～②のとおり

2 車両の仕様等

別紙 2 車両仕様書①～②のとおり

3 内容

(1) 契約期間 契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(2) 賃貸借期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで (60 ヶ月)

(3) 納入期限 令和 7 年 4 月 1 日

(納入が遅延する場合、納入日までの間は代車で対応とし、その費用は賃貸借料金に含むこととする。)

(4) 賃貸借料金

賃貸借料金には、登録納車費用、リサイクル料金、環境性能割、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険、自動車税、車検整備 (継続検査、定期点検整備及びこれらに伴うその他の整備)、法定定期点検整備、代車提供 (車検時、法定点検時、一般修理時)、消耗・摩耗・亀裂等によるタイヤ交換 (必要に応じて行うこと。)、タイヤ交換 (夏・冬用タイヤ)、タイヤ保管、オイル・オイルフィルタ交換、バッテリー交換 1 個以上、メンテナンス料、一般修理 (消耗品・摩耗部品の交換及び故障修理)、任意保険 (種類: 一般車両保険—免責 0 円、対物損害賠償: 無制限、対人損害賠償: 無制限、人身傷害保険: 3,000 万円以上)、納車時及び賃貸借期間が終了したときの撤去に要する費用を含む。支払いは、月払いとする。

4 契約の方法

地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約

長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除する。ただし、この契約を変更し、又は解除したことにより損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

5 下関市暴力団排除条例による措置

別記 1 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

別紙 1

(賃貸借（リース）－車両)

6 その他

- (1) 本物件はメンテナンスリースとし、賃貸人と賃借人との間で賃貸借契約を締結する。ただし、本物件の所有者はリース事業者とし、下関市は本物件の使用となる。
- (2) 検品については納車時に納入場所にて健康推進課職員が行う。